第５８号議案

豊川市市税条例の一部改正について

豊川市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年８月２５日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和２５年豊川市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２８条の２第４項中「第３０条の３第１項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第３０条の４第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

⑴　第３０条の３第１項の規定による申告書

⑵　第３０条の４第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第２８条の２第６項中「第３０条の３第１項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第３０条の４第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案し

て、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

⑴　第３０条の３第１項の規定による申告書

⑵　第３０条の４第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第２９条の９第１項中「第２８条の２第４項の申告書」を「第２８条の２第４項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第６項の申告書」を「同条第６項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第２章第１節第６款」を「同節第６款」に、「株式譲渡所得割額」を「株式等譲渡所得割額」に改める。

第３４条第１項中「によって」を「により」に改め、同条第２項中「においては」を「には」に改め、同条第３項中「においては」を「には」に、「とする」を「とする。第５項第１号において同じ」に、「によって」を「により」に改め、同条第５項中「次に」を「前項の規定にかかわらず、次に」に改め、同条第６項中「によって」を「により」に、「第７５条の２第７項」を「第７５条の２第９項」に改め、同条第７項中「によって」を「により」に改める。

第３５条第１項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第２項中「とする」の次に「。第４項第１号において同じ」を加え、同条第４項中「法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第１項」を「法第３２１条の８第１項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に、「次に」を「前項の規定にかかわらず、次に」に、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第４８条の１５の５第３項」を「第４８条の１５の５第４項」に改め、同項第２号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあって

は、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第３８条第８項中「、第３４９条の４又は第３４９条の５」を「又は第３４９条の３の４から第３４９条の５まで」に、「前７項」を「前各項」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（法第３４９条の３第２８項等の条例で定める割合）

第３８条の２　法第３４９条の３第２８項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。

２　法第３４９条の３第２９項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。

３　法第３４９条の３第３０項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。

第４１条の見出しを「（施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出）」に改め、同条第１項中「第１５条の３第２項」を「第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項」に改め、同項第３号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第４１条の２の見出しを「（法第３５２条の２第５項及び第６項の規定による固定資産税額の按（あん）分の申出）」に改め、同条第１項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第５号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第２項中「あん分の」を「按分の」に、「以後３年」を「から起算して３年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第３４９条の３の３第１項に規定する被災市街地復興推進地域（第５３条の２において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第５３条の２において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第６号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第３項中「あん分」を「按分」に改める。

第５３条の２第１項中「以後３年」を「から起算して３年」に改め、「各年

度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第２項中「以後３年」を「から起算して３年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の１月１日から起算して４年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第７条の３の２第１項中「平成４１年度」を「平成４３年度」に、「平成３１年」を「平成３３年」に改める。

附則第８条第１項中「平成３０年度」を「平成３３年度」に改める。

附則第９条の２第２項中「申告書」を「特定配当等申告書」に、「に限り」を「（次に掲げる場合を除く。）に限り」に、「第２８条の２第１項」を「同条第１項」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　第２８条の２第４項ただし書の規定の適用がある場合

⑵　第２８条の２第４項第１号に掲げる申告書及び同項第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第１０条の２第１項中「平成２９年度」を「平成３２年度」に、「附則第３４条の２第４項」を「附則第３４条の２第１項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第１項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第２項中「平成２９年度」を「平成３２年度」に、「附則第３４条の２第９項」を「附則第３４条の２第１０項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第１１条の３の２第４項中「第３０条の３第１項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特例適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第３０条の４第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出

された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

⑴　第３０条の３第１項の規定による申告書

⑵　第３０条の４第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第１１条の３の３第４項中「第３０条の３第１項の規定による申告書（その提出期限後において」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第３０条の４第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

⑴　第３０条の３第１項の規定による申告書

⑵　第３０条の４第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第１１条の３の３第６項中「第３０条の３第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３０条の４第１項の確定申告書を含む。）」を「同条第４項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則第１２条中「、第１５条の２又は第１５条の３」を「から第１５条の３の２まで」に、「又は第３４９条の５」を「又は第３４９条の３の４から第３４９条の５まで」に、「「若しくは第３４９条の５又は法附則第１５条、第１５条の２若しくは第１５条の３」を「、「若しくは第３４９条の３の４から第３４９条の５まで又は法附則第１５条から第１５条の３の２まで」に改める。

附則第１２条の２第５項中「附則第１５条第３３項第１号イ」を「附則第１５条第３２項第１号イ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第３３項第１号ロ」を「附則第１５条第３２項第１号ロ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第３３項第２号イ」を「附則第１５条第３２項第２号イ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第３３項第２号ロ」を「附則第１５条第３２項第２号ロ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第３３項第２号ハ」を「附則第１５条第３２項第２号ハ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第４０項」を「附則第１５条第４４項」に、「４分の３」を「３分の１」に改め、同条中第１２項を第１３項とし、第１１項の次に次の１項を加える。

１２　法附則第１５条第４５項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

附則第１２条の３第２項中「附則第７条第２項」を「附則第７条第３項」に改め、同条第４項中「附則第１２条第２１項第２号」を「附則第１２条第２１項第１号ロ」に改め、同条第５項第２号中「附則第１２条第２２項の規定により読み替えて適用される」を「附則第１２条第２４項において準用する」に改め、同条第６項中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２６項」に改め、同条第７項中「附則第７条第８項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同項第４号中「附則第１２条第２８項」を「附則第１２条第３０項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２９項」を「附則第１２条第３１項」に改め、同条第８項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第１０項各号」に改め、同項第５号中「費用」の次に「及び令附則第１２条第３８項に規定する補助金等」を加え、同条第９項中「に施行規則附則第７条第１１項」を「に施行規則附則第７条第１４項」に、「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２６項」に改め、同項第５号中「附則第７条第１１項」を「附則第７条第１４項」に改め、「及び令附則第１２条第３６項に規定する補助金等」を削り、同項を同条第１１項とし、同条第８項の次に次の２項を加える。

９　法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告

書に施行規則附則第７条第１１項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

⑵　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

⑶　家屋の建築年月日及び登記年月日

⑷　耐震改修が完了した年月日

⑸　耐震改修に要した費用

⑹　耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

１０　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１２項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

⑵　家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

⑶　家屋の建築年月日及び登記年月日

⑷　熱損失防止改修工事が完了した年月日

⑸　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３８項に規定する補助金等

⑹　熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附則第１８条第２項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第３項中「規定する」を「掲げる」に、「次項」を「以下この条（第５項を除く。）」に改め、同条第４項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条に次の３項を加える。

５　法附則第３０条第６項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第６４条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第２項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

６　法附則第３０条第７項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第６４条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第３項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７　法附則第３０条第８項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第６４条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第４項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１９条第１項中「第４項」を「第７項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の豊川市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成２９年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成２８年度分までの個人の市民税については、な

お従前の例による。

２　新条例第３４条第３項及び第５項並びに第３５条第２項及び第４項の規定は、平成２９年１月１日以後に新条例第３４条第３項又は第３５条第２項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　新条例第３８条第８項及び附則第１２条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２号。第４項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下この項において「新法」という。）第３４９条の３の４に係る部分に限る。）の規定は、平成２８年４月１日以後に発生した新法第３４９条の３の３第１項に規定する震災等（第４項において「震災等」という。）に係る新法第３４９条の３の４に規定する償却資産に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

３　新条例第３８条の２の規定は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２９年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

４　新条例第４１条の２第２項及び第５３条の２の規定は、平成２８年４月１日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第３４９条の３の３第１項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

５　平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第４０項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

理　由

この案を提出するのは、市税制度の適正化を図るため、震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産、家庭的保育事業等の用に供する家屋等に対する固定資産税の課税標準の特例を定めるとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長、軽自動車税の税率を軽減する特例の延長等の措置を講じ、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。

参考資料　豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条　　項	規定事項	説　　明
総　　括		市税制度の適正化を図るため、震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産、家庭的保育事業等の用に供する家屋等に対する固定資産税の課税標準の特例を定めるとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長、軽自動車税の税率を軽減する特例の延長等の措置を講じ、併せて所要の規定の整備を行うものである。
第２８条の２ 第４項 第６項	所得割の課税標準	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するものとする。 この改正は、平成２９年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
第２９条の９ 第１項	配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	規定の整備
第３４条 第１項 第２項	法人の市民税の申告納付	規定の整備

第３項 第５項 第６項 第７項		
第３５条 第１項 第２項 第４項	法人の市民税に係る不足税額の納付の手続	規定の整備
第３８条 第８項	固定資産税の課税標準	震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産について、固定資産税の課税標準を４年度分、２分の１とするものとする。 この改正は、平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
第３８条の２ 第１項 第２項 第３項	法第３４９条の３第２８項等の条例で定める割合	次の事業の用に直接供する家屋及び償却資産について、固定資産税の課税標準を３分の１とするものとする。 ⑴　家庭的保育事業 ⑵　居宅訪問型保育事業 ⑶　事業所内保育事業 この改正は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
第４１条 第１項	施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２	居住用超高層建築物に係る固定資産税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出につい

	第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出	て定めるものとする。 　この改正は、平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
第４１条の２ 　　第１項 　　第２項 　　第３項	法第３５２条の２第５項及び第６項の規定による固定資産税額の按分の申出	被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後４年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る固定資産税額の按分方法と同様の扱いとするものとする。 　この改正は、平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
第５３条の２ 　　第１項 　　第２項	被災住宅用地の申告	被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後４年度分に限り、固定資産税の課税標準の特例を適用するものとする。 　この改正は、平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
附則第７条の３の２ 　　第１項	個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除	個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、対象となる家屋の居住年の期限を２年延長し、平成３３年までとするものとする。
附則第８条 　　第１項	肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特	肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を３年延長し、平成３３年度までとするものとする。

	例	
附則第９条の２ 第２項	上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例	特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するものとする。 この改正は、平成２９年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
附則第１０条の２ 第１項 第２項	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を３年延長し、平成３２年度までとするものとする。
附則第１１条の３の２ 第４項	特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するものとする。 この改正は、平成２９年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
附則第１１条の３の３	条約適用利子等及び条約適	条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事

第４項 第６項	用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するものとする。 この改正は、平成２９年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
附則第１２条	読替規定	規定の整備
附則第１２条の２ 第５項 第６項 第７項 第８項 第９項 第１０項 第１１項 第１２項 第１３項	法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合	次の施設又は土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を定めるものとする。 ⑴　一定の企業主導型保育事業の用に供する施設　３分の１ ⑵　緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地　３分の２ この改正は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。
附則第１２条の３ 第２項 第４項 第５項 第６項 第７項 第８項 第９項 第１０項	新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	耐震改修が行われた認定長期優良住宅等について、固定資産税の減額措置を受けようとする場合は、耐震改修等を完了した日から３月以内に、市長に申告するものとする。 この改正は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第１１項		
附則第１８条 第２項 第３項 第４項 第５項 第６項 第７項	軽自動車税の税率の特例	環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率の軽減の特例について、その対象となるものの最初の新規検査の期間を２年間延長し、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までとするものとする。
附則第１９条 第１項	軽自動車税の賦課徴収の特例	規定の整備